

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 柳田辰雄

被 告 国立大学法人東京大学

第 2 準 備 書 面

平成29年2月24日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

被告訴讼代理人弁護士 清水幹



同 溝内健



同 清水



原告準備書面(2)に対する反論は、以下のとおりである。

第1 同「第1、本件分野変更手続の違法性」(2~8頁)について

原告の主張は、結局のところ、「本件人事における『分野の選定』は、基幹専攻会議の審議決定という本来の手続を踏まずになされたものであり、手続的に違法である」という主張である。

かかる主張が、前訴における主張とまったく同一であり、前訴における主要な争点について、裁判所に採用されなかった自らの主張を再度もちだして、紛争を蒸し返すものといわざるを得ないことについては、答弁書及び被告第1準備書面で述べたとおりである。

第2 同「第2、被告第1準備書面に対する反論」（8，9頁）について

1 本件人事（平成21年から平成22年にかけて実施された教授ポストの人事）の前後を通じ、湊が「国際政策協調学分野 準教授ポスト」の教員であることについては、被告第1準備書面で述べたとおりである（乙6，7）。

前訴において証拠として提出された湊の平成25年10月10日付陳述書の冒頭で、湊自らが「私は、現在、被告国立大学法人東京大学の大学院新領域創成科学研究科・環境学研究系・国際協力学専攻・制度設計講座の国際政策協調学分野において准教授を勤めております。」と記載していること（乙8），前訴判決も湊が「国際協力学専攻制度設計講座（国際政策協調学分野）の准教授」であることを前提事実として認定していること（甲37（3頁））などからも、湊が「国際政策協調学分野 準教授ポスト」の教員であることは明らかである。

2 なお、教員選考手続との関係で組織として決定される「分野」の名称（研究科が組織として決定・管理している「分野」の名称であり、定められたプロセスを踏むことなく変更することはできない。乙5，6，7）と、各教員が研究者として日常的な種々の場面で自ら表明する専門分野名は、一致しないということがあり得る。

なぜなら、後者の「自ら表明する専門分野名」は、当該教員の研究の進展や、当該教育研究分野自体の進展とともに、適切な呼称が時々刻々と変化し得るものであり、日常的な種々の場面で自らの専門分野をどのように称するかということについては、相応な範囲で、各教員の裁量に委ねられているからである。

甲41～43の「協調政策科学分野」という記載は、上記趣旨で、湊が「自ら表明する専門分野名」であり、教員選考手続との関係で組織として決定された「分野」の名称ではない。

以上